

漁業近代化資金必要書類一覧

◎：必須 ○：該当する場合必須 △：必要に応じて徴収 -：原則不要

必要書類	1号			2号		3号	4号	5号	6号	7号	備考	
	建造	買船	機器	施設	機器							
個人施設	漁業近代化資金利子補給申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須	
	漁業近代化資金利子補給計算書(予定)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須	
	漁業近代化資金借入申込書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須	
	原資資金借入申込書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	信漁連転貸の場合	
	事業計画書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	漁業近代化資金原資借入延期届(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認書交付から○カ月以上経過する場合←県により異なる
	対象施設取得に係る(売買)契約書(写)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須(事業費の確認のため)⇒総事業費との金額一致を確認
	対象施設取得に係る(工事)請負契約書(写)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須(事業費の確認のため)⇒総事業費との金額一致を確認
	対象施設取得に係る見積書または仕様書(写)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須(事業費の確認のため)⇒総事業費との金額一致を確認
	建造許可書(写し)または申請書(写)	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	建造の場合必須
	漁船登録原簿(写)または登記簿謄本・抄本(写)	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	買船の場合必須
	(漁船等)耐用証明書	-	◎	△	-	-	-	-	-	-	-	買船の場合必須(償還期限まで使用可能であることが目安)
	保証人調書・覚書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保証人を徴求している場合
	借入れに係る議事録(法人)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須
	設計図・仕様書またはパンフレット(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原則添付(ない場合は不要)
	各種許認可証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	許認可が必要な事業の場合
	旧施設売却契約書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	旧施設の売却代金を充当する場合
	漁船保険支払(証明・済)書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	漁船保険金を充当する場合
	既払分領収書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一部支払(自己資金)している場合
	土地登記簿謄本・抄本	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	土地も融資対象(必要最小限)の場合
建物登記簿謄本・抄本	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	既存の建物が融資対象の場合	
残高試算表(法人)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	償還財源の根拠が最近時点の残高試算表の場合	
過去3ヶ年の申告書(個人)・決算書(法人)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	特に必要と認められる場合	
共同利用施設	漁業近代化資金利子補給申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須	
	漁業近代化資金利子補給計算書(予定)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須	
	漁業近代化資金借入申込書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須	
	事業計画書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須
	施設取得に係る総会または役員会の議事録抄本(写)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須
	漁業近代化資金原資借入延期届(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認書交付から○カ月以上経過する場合←県により異なる
	対象施設取得に係る(売買)契約書(写)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須(事業費の確認のため)⇒総事業費との金額一致を確認
	対象施設取得に係る(工事)請負契約書(写)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須(事業費の確認のため)⇒総事業費との金額一致を確認
	対象施設取得に係る見積書または仕様書(写)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必須(事業費の確認のため)⇒総事業費との金額一致を確認
	建造許可書(写し)または申請書(写)	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	建造の場合必須
	漁船登録原簿(写)または登記簿謄本・抄本(写)	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-	買船の場合必須
	(漁船等)耐用証明書	-	◎	△	-	-	-	-	-	-	-	買船の場合必須(償還期限まで使用可能であることが目安)
	設計図・仕様書またはパンフレット(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原則添付(ない場合は不要)
	漁港施設占有許可書(写)または申請書(写)	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	漁港敷地内に施設を設置する場合
	各種許認可証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	許認可が必要な事業の場合
	旧施設売却契約書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	旧施設の売却代金を充当する場合
	既払分領収書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一部支払(自己資金)している場合
	土地登記簿謄本・抄本	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	土地も融資対象(必要最小限)の場合
	建物登記簿謄本・抄本	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	既存の建物が融資対象の場合
	補助事業計画書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補助事業の場合必須
補助金交付内示(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補助事業の場合必須	
補助金交付指令書(写)または申請書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	補助事業の場合必須	
指令前着手届(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	指令前着手(設計)をしている場合	
出資増高・賦課金徴収に係る議事録抄本(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	出資増分を財源の根拠としている場合	
定款(写)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

※必要書類については各都道府県によって違いがあるため、実際の運用にあたっては都道府県庁に確認願います。